

原議保存期間	10年（令和17年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

庁内各局 部 課 長
各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 備 三 発 第 27 号、丙 総 発 第 21 号
丙 企 画 発 第 52 号、丙 生 企 発 第 283 号
丙 刑 企 発 第 83 号、丙 交 企 発 第 79 号
丙 備 企 発 第 77 号、丙 サ 企 発 第 62 号

令 和 6 年 8 月 2 9 日
警 察 庁 警 備 局 長
警 察 庁 長 官 官 房 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 長
警 察 庁 刑 事 局 長
警 察 庁 交 通 局 長
警 察 庁 サ イ バ ー 警 察 局 長

警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について（通達）

「緊急事態における警察庁の組織に関する細目について（通達）」（令和6年8月29日付け警察庁丙備三発第25号ほか。以下「緊急事態細目通達」という。）に定める警察庁支援対策室（以下「支援対策室」という。）及び「警察災害派遣隊設置要綱の改正について（依命通達）」（令和6年8月29日付け警察庁乙備三発第10号ほか）に定める支援対策部隊の編成、運用等については、下記のとおりとするので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

なお、「警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について（通達）」（令和6年3月29日付け警察庁丙備三発第16号ほか）は廃止する。

記

第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害（日本国内で発生するものに限る。以下同じ。）をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

4 被災地管区警察局

被災地等を管轄する管区警察局をいう。

5 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

- 6 被災地公安委員会
被災地警察を管理する都道府県公安委員会をいう。
- 7 派遣元警察
被災地警察に支援対策部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第2 支援対策室の編成、運用等

1 編成

(1) 支援対策室長

支援対策室長（以下「室長」という。）は、警察庁緊急災害警備本部又は警察庁非常災害警備本部が設置された場合においては、警察庁長官官房総括審議官をもって、警察庁特定災害警備本部が設置された場合においては、警察庁長官官房企画課長をもって、それぞれ充てる。

(2) 支援対策室の編成

支援対策室は、別表1の基準により編成する。ただし、室長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、編成を変更することができる。

2 運用等

(1) 支援対策部隊の派遣に関する調整等

支援対策室は、警察庁緊急災害警備本部、警察庁非常災害警備本部又は警察庁特定災害警備本部が設置された場合には、直ちに被災地警察に対する必要な支援業務（緊急事態組織細目通達別表1から別表3までの支援対策室の任務分担の細目に係る業務をいう。）を開始するとともに、支援対策部隊の派遣に関し、被災地警察、被災地管区警察局及び派遣元警察と必要な調整を行うものとする。

(2) 被災地等への派遣

室長は、支援対策室の事務を円滑に実施するため必要であると認めるときは、支援対策室の副室長又は室員（以下「室員等」という。）のうち必要と認められる者を被災地等に派遣するものとする。

その際、当該派遣1回当たりの期間は、おおむね2週間とし、室長は、被災地警察の支援のために必要と認められる期間、順次交代要員を派遣するものとする。ただし、室長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、派遣1回当たりの期間を変更することができる。

3 教養・訓練の実施

警察庁警備局警備第三課長及び長官官房企画課長は、平素から、支援対策室の円滑な設置・運用等に必要な準備を行うとともに、室員等に対する教養・訓練を実施するものとする。

第3 支援対策部隊の編成、運用等

1 編成

- (1) 被災地警察への大規模な支援が必要な場合には、警視庁、大阪府警察又は福岡県警察を派遣元警察とし、当該派遣元警察の長は、別表2イにより支援対策部隊を編成する。

- (2) (1)のほか、被災地警察への支援が必要な場合には、派遣元警察(上記(1)の3都府県に限られない。)の長は、別表2ロにより支援対策部隊(応急対策班)を編成する。

2 運用等

- (1) 支援対策部隊の派遣に向けた事前の連携

派遣元警察は、大規模災害発生時において、支援対策部隊の派遣に備え、被害状況等の情報収集に当たるとともに、警察庁と積極的に連携を図るものとする。

- (2) 被災地等への派遣

派遣元警察の長は、被災地公安委員会からの援助の要求に基づき、警察庁及び被災地管区警察局長の調整により、支援対策部隊を被災地警察に派遣するものとする。その際、当該派遣1回当たりの期間は、おおむね2週間とし、派遣元警察の長は、室長及び被災地警察の長と協議して定める期間、順次交代要員を派遣するものとする。ただし、派遣元警察の長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、派遣1回当たりの期間を変更することができる。

- (3) 被災地等における運用

支援対策部隊は、被災地警察の長の指揮下で、支援対策室及び被災地警察の職員と緊密に連携し、被災地等に派遣される警察災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料・飲料水、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動又はその支援に係る事務に当たるものとする。

4 教養・訓練の実施

派遣元警察の長は、必要に応じ、支援対策部隊(別表2イにより編成するものに限る。)の隊長、副隊長及び隊員に指定されている者に対する教養・訓練を実施するものとする。

第4 都道府県警察における措置

1 平素の措置

都道府県警察は、支援対策室の室員等又は支援対策部隊(以下「支援対策部隊等」という。)が派遣される場合であっても、大規模災害発生時の受援、装備資機材・物資の調達等に関わる業務の支援に係る事務(以下「受援事務」という。)の基本的な責任は被災地警察にあるとの原則に変更はないことを踏まえ、平素から、受援事務体制の確立を図るとともに、平素の所掌事務、災害警備本部編成時における担当業務に応じて関係所属が緊密に連携し、宿泊・食料販売事業者、リネン供給事業者等との協力態勢の構築、受援事務を行うための活動拠点の整備等受援事務に必要な準備を的確に推進するものとする。

また、実際の受援事務に際しては、特別派遣部隊等の宿泊施設に係る調整に当たって、宿泊施設の地理的条件、特別派遣部隊等の帯同品(拳銃を含む。)の保管場所の要否等を総合的に考慮する必要があることに鑑み、これらを念

頭においた準備を心掛けること。

2 被災地警察における大規模災害発生時の連絡等

(1) 援助の要求に向けた事前の連携

被災地警察は、大規模災害発生時には、被災地等の状況等に係る情報の収集に当たるとともに、支援対策部隊に係る援助の要求に関して、事前に警察庁及び被災地管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

(2) 部隊の運用

被災地警察は、大規模災害発生時には、被災地等の状況等を勘案して、派遣される支援対策部隊の具体的な活動要領を速やかに決定し、支援対策部隊が被災地等に到着した直後からの効果的な運用を図るものとする。

第5 被災地管区警察局における措置

被災地管区警察局は、被災地の被害状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災地警察に対する支援対策部隊等の派遣に関して、警察庁、被災地警察及び派遣元警察と必要な調整を行うものとする。

(別表1)

支援対策室の編成

イ 警察庁緊急災害警備本部

【室長】	総括審議官
【副室長】	長官官房の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から1人 (4人) 警備局の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から1人 警察庁内部部局の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から 2人
【室員】 (32人)	警察庁内部部局の職員 長官官房12人、生活安全局3人、刑事局4人、交通局4人、 警備局8人、サイバー警察局1人

計37人

ロ 警察庁非常災害警備本部

【室長】	総括審議官
【副室長】	長官官房の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から1人 (2人) 警備局の職員のうち警視正以上の階級にある職員の中から1人
【室員】 (18人)	警察庁内部部局の職員 長官官房6人、生活安全局2人、刑事局2人、交通局2人、 警備局5人、サイバー警察局1人

計21人

ハ 警察庁特定災害警備本部

【室長】	警察庁長官官房企画課長
【副室長】	長官官房の職員のうち警視の階級にある職員の中から1人 (2人) 警備局の職員のうち警視の階級にある職員の中から1人
【室員】 (13人)	警察庁内部部局の職員 長官官房4人、生活安全局2人、刑事局2人、交通局2人、 警備局3人

計16人

※ いずれについても、会計事務又は調整・報告事務を被災地警察において的確に行うことができる職員（警察官以外の職員を含む。）を室員として指定するものとする。

(別表 2)

イ 支援対策部隊 1 個隊の編成 (警視庁、大阪府警察及び福岡県警察共通)

【隊長】 派遣元警察の職員のうち警視の階級にある職員 (1 人)	
【副隊長】 派遣元警察の職員のうち警視又は警部の階級にある職員 (1 人)	
【隊員】 (49人)	派遣元警察の職員

計51人

- ※ 警視庁及び大阪府警察については、それぞれ 4 個隊を編成するものとする。
- ※ 福岡県警察については、2 個隊を編成するものとする。
- ※ 派遣元警察の長は、被災地等の状況等に応じ、室長及び被災地警察の長と協議して、支援対策部隊の編成を変更することができるものとする。
- ※ 会計事務又は調整・報告事務を被災地警察において的確に行うことができる職員 (警察官以外の職員を含む。) を、必要に応じ、隊員として含めるものとする。

ロ 支援対策部隊 (応急対策班) の編成

派遣元警察の長が、室長及び被災地警察の長と協議して、編成 (おおむね 3 人以上)

- ※ 会計事務又は調整・報告事務を被災地警察において的確に行うことができる職員 (警察官以外の職員を含む。) を、隊員として指定するものとする。
- ※ 室長は派遣元警察の規模や被災地までの距離等を考慮して適切に編成を行うこと。